

**女性活躍推進法に基づく**

**特定事業主行動計画**

(令和8年度～令和17年度)

**香川県後期高齢者医療広域連合**



**香川県後期高齢者医療広域連合における女性職員の活躍の推進に関する  
特定事業主行動計画**

令和8年4月1日  
香川県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 大西 秀人

本計画は、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

なお、令和8年度から令和12年度までを「前期計画期間」、令和13年度から令和17年度までを「後期計画期間」と定めるとともに、目標達成状況や社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた取組内容及び数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、広域連合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

### 【状況把握について】

広域連合で把握する項目は以下の2項目である。

1. 職員各一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
2. 年次休暇等の取得率

## 【取組内容及び目標等について】

### 1. 各職場の業務量の平準化を図り、超過勤務の縮減に努める。(令和8年度～令和17年度)

目標	●令和17年度までに超過勤務時間数を令和6年度実績より10%縮減する。
具体的な取組	●課長は、現場の責任者としてワークライフバランスの確保のため、限られた時間を効果的に活かせるよう事務の簡素化、効率化や職員の業務分担、配置を柔軟に変更し、各職員の業務量の平準化を図る。 ●事前に時間外勤務命令を課長へ届け出ること、計画的に毎月の業務進捗管理を行うことにより、超過勤務の縮減に取り組む。 ●毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、職員に周知するとともに、定時以降の会議等をできる限り避け定時退庁しやすい環境をつくる。

### 2. 年次有給休暇の取得を推進する。(令和8年度～令和17年度)

目標	●令和17年度までに年次有給休暇取得率80%以上を維持する。
具体的な取組	●課長は、職員の年次有給休暇を把握し、職員が月に1日程度取得できるように努める。なお、月に1日程度取得できていない職員に対しては課長が声掛けし、取得を推進する。 ●月、金曜日や国民の祝日等と合わせた年次有給休暇の取得を推進する。

**【前期・後期計画期間における数値目標について】**

	現 状 (令和6年度)	前期計画期間 (令和12年度)	後期計画期間 (令和17年度)
超過勤務 (一人当たりの平均時間数)	18.6時間	17.7時間 (令和6年度比 5%減)	16.7時間 (令和6年度比 10%減)
年次有給休暇 取得率	90.9%	80%以上を維持	80%以上を維持

**3. 女性職員の活躍の推進に向けた進行管理及び進捗状況の公表**

広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うとともに、毎年1回、進捗状況について、ホームページ等で公表するものとする。

<参考>

■時間外勤務（令和6年度）

総時間外数	対象人数	一人当たりの平均時間数
335時間	18人	18.6時間

■年次有給休暇取得率（令和6年度）

総付与日数	総取得日数	年次有給休暇取得率
440日	400日	90.9%

<備考>

※広域連合職員は、各市町村からの派遣により構成されているため、プロパー職員の雇用（採用）は行っておりません。

※計画で把握が必要とされる項目について可能な限り、把握、分析を行い、目標を設定しています。